



保医発0831第2号
平成29年8月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公印省略）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日付け保医発0304第3号）を下記のとおり改正し、平成29年9月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-7中「インベーター法」を「インベーター法又はPCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法」に改める。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D014(17)中「又はCLEIA法」を「、CLEIA法又はラテックス免疫比濁法」に改める。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年3月4日付け保医発0304第3号)

改正後	現 行
<p>別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第 2 章 特掲診療料 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料</p> <p>D 0 0 6 - 7 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、<u>インベーター法又はPCR法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算出する。</u></p> <p>D 0 1 4 自己抗体検査 (1)～(16) (略) (17) 「27」の抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)は、ELISA法、<u>CLEIA法又はラテックス免疫比濁法</u>により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。 (18)～(27) (略)</p>	<p>別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第 2 章 特掲診療料 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料</p> <p>D 0 0 6 - 7 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型 UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型は、塩酸イリノテカンの投与対象となる患者に対して、その投与量等を判断することを目的として、<u>インベーター法により測定を行った場合、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。</u></p> <p>D 0 1 4 自己抗体検査 (1)～(16) (略) (17) 「27」の抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)は、ELISA法又は<u>CLEIA法</u>により、急速進行性糸球体腎炎の診断又は経過観察のために測定した場合に算定する。 (18)～(27) (略)</p>